

上告理由書の要旨

- 1 原判決（特に断りない限り控訴審判決が引用する第一審判決を言う）には、以下の点で誤りがあるため、破棄されるべきであり、上告人から被上告人に対する慰謝料 300 万円の損害賠償請求が認められるべきである。
- 2 選挙供託金制度の目的の認定に誤りがあること
原判決は、選挙供託金制度の目的について、「立候補しようとする者にあらかじめ法定の金額を納付させることによりいわゆる泡沫候補者(売名候補者)の立候補を抑制して、候補者の濫立を防止することを目的として設けられた制度であり、これによって国民が選挙権を適正に行使することができるよう自由かつ公正な選挙の実現を期する趣旨に出たもの」(原判決 12 頁 17~21 行)と判示し、被上告人の主張と同様の目的を認定している。しかし、選挙供託金制度の趣旨・目的は、無産政党(無産者)の議会への進出を抑制すること、及び、既存政治家の権益を保護することにあるからこの認定は誤りである。
- 3 選挙供託金制度が憲法 44 条但書に直接的に抵触すること
原判決は、選挙供託金制度は、立候補資格そのものを制限するものではないので、憲法 44 条但書に直接的に抵触するものではないと判示する(原判決 19 頁 1~13 行)。しかし、「供託しなければ立候補をすることができない」のであるから、24 歳の者が衆議院議員選挙に立候補できないこと(公選法 10 条 1 項 1 号)と、供託金 300 万円を準備できない者が立候補できないこと(公選法 92 条 1 項 1 号)とで、何ら違いはなく、選挙供託金制度は、憲法 44 条但書の文言に直接的に違反すると言える。
- 4 違憲審査基準に誤りがあること
原判決は、選挙供託金制度の違憲審査基準について、国会の裁量を広範に認めた緩やかな基準を採用することを宣言している(原判決 21 頁 1~13 行)。しかし、立候補の自由及び被選挙権の財産又は収入による差別禁止という憲法上の権利が重要であること、原判決自身が、「立候補の自由は、同条同項(憲法 15 条 1 項)が保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」(原判決 18 頁 18~21 行)と判示し、300 万円の選挙供託金制度について、「現行の選挙供託金制度はこれらの選挙に立候補しようとする者に無視できない萎縮的効果をもたらすものといえることができるから、公選法が定める選挙供託金制度は立候補の自由に対する事実上の制約となっている」(原判決 19 頁 23~26 行)と述べていることからすれば、緩やかな基準ではなく厳格な基準を用いるべきである。
- 5 立法目的が正当との認定に誤りがあること
原判決は、選挙供託金制度の目的について、立候補者濫立を防止して、自由かつ公正な選挙を実現するものであり、その「立法目的自体は正当」であると判示する(原判決 22 頁 3~13 行)。しかし、もし仮に、選挙供託金制度の立法目的がそのとおりだとしても、売名候補者や泡沫候補者を排除するか否かも有権者の判断に委ねられるべきであるから、いずれにせよその目的は正当であるとは言えない。
- 6 選挙供託金制度が国会の裁量権の限界を超えておりこれを是認することができない場合に該当しないという認定に誤りがあること
(1) 原判決は、衆議院選挙区選挙の供託金額が 200 万円から 300 万円に引き上げられる平成 4 年の公選法改正について、「いわゆるミニ政党が出現し、真に当選を争う意思がないと評価せざるを得ない立候補が多数なされていたことを踏まえ、泡沫候補者の濫立を防止するため」との事実認定を行っている(原判決 22 頁 14~18 頁)。しかし、「ミニ政党」から当選者が出ていることから分かるように、既

存政党とは異なる政策を掲げて立候補しようとする者の出現によって、国民は多様な選択肢を与えられ、多様な政治意見を反映することができるようになるのであるから、ミニ政党及びこれに伴う立候補者の増加は、泡沫候補の濫立とは言えないどころか、むしろ有権者の選択の幅を広げる望ましい事と言える。

(2) 原判決は、衆議院選挙区選挙の供託金額が 200 万円から 300 万円に引き上げられる平成 4 年の公選法改正について、「平成 4 年改正により選挙公営制度が拡大することとの関連性も考慮されたものである」との事実認定を行っている(原判決 22 頁 19~20 頁)。しかし、選挙供託金制度と選挙公営制度は全く別個の制度であるし、「優先されるべきは制度形成をめぐる立法裁量ではなく、立候補の自由・被選挙権という憲法上の重要な権利である。たとえば、放送枠に限りがあるのでそれに合わせて立候補者数を抑制するといった発想は、正当化しえない。」(甲 28・30 頁)との只野雅人教授の指摘があるように、国民の重要な権利である立候補の自由を経済的な理由から制約することは本末転倒であり到底許されず、選挙に要する国の出費を抑えるために、候補者の数を制限することが正当化されることのない事は明らかである。

(3) 原判決は、緩やかな審査基準に基づき選挙供託金制度を合憲とした(原判決 23 頁 19~23 行)。しかし、もし仮に緩やかな審査基準を採用したとしても、300 万円という供託金額に関し上告人がこれまで第一審から述べてきた事情からすれば、「国会の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合」に該当し、憲法 15 条 1 項、44 条但書違反となる。

7 諸外国の議論が我が国にそのまま当てはまるものではないという認定に誤りがあること

原判決は、「諸外国の議論が我が国にそのまま当てはまるものではない」(原判決 25 頁 3~4 行)と判示している。しかし、韓国判決、アイルランド判決、カナダ判決がそれぞれ我が国の選挙供託金制度にもそのまま当てはまることは既に原審で詳細に主張したとおりである。それどころか、日本よりも供託金額が低い 3 カ国(違憲判決前の供託金額は、韓国約 200 万円、アイルランド約 5 万円、カナダ約 8 万円)における判決の判示内容は 300 万円という高額な供託金額を設定している我が国では「そのまま」どころかより一層当てはまるものと言える。

8 推薦制というより制限的でない手段について裁判所が判断しなかったこと

原判決は、推薦制という選挙供託金制度より制限的でない手段に代え、あるいは、供託金制度と併用すべきという上告人の原審の主張に関し、「国会において議論が深められ、検討されていくべきもの」(原判決 25 頁 20 行)とだけ判示し、全くその当否を判断しておらず、この点で原判決は判断遺脱の違法があると言える。

9 B 規約が具体的な選挙制度について何ら規定していないという認定に誤りがあること

上告人の国際人権自由権規約(B 規約)第 25 条に反する条約違反の主張に対し、原判決は、B 規約 25 条について、「具体的な選挙制度については何ら規定されておらず、各締約国の合理的な裁量に委ねられていることから、締約国に特定の選挙制度の採用を義務付けるものではないと解するのが相当である。」と判示している(原判決 26 頁 2~5 頁)。しかし、自由権規約第 25 条に関する一般的意見 16 は、「選挙の、指名日、手数料又は供託金に関する条件は合理的なものでなければならず、差別的であってはならない」と規定し、不合理な供託金制度を差別であるとして禁止している。そして、我が国の 300 万円という供託金額は諸外国との比較においても突出して高額であり、「供託金に関する条件」が「合理的なもの」でないばかりか、「差別的」であると言える。そうすると、B 規約 25 条は、供託金制度について、具体的に、合理的かつ差別的でない制度の採用を義務づけているものと言えるから、上記判示内容は誤りと言える。

以上